

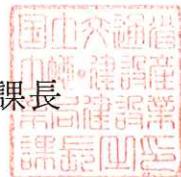


	4/2	4/2	
小	村	田	

国土建推第1号  
平成26年4月1日

一般社団法人日本トンネル専門工事業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



### 消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について

消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁に関しては、既に、「消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について」（別添1）及び「消費税の円滑かつ適正な転嫁の徹底について」（別添2）において要請させていただいたところである。

本日（平成26年4月1日）、消費税率が5%から8%に引き上げられたところであり、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるよう、貴会傘下建設業者に対し、改めて、指導方お願いするとともに、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」や各地方整備局等の「駆け込みホットライン」や地方公共団体に相談窓口を設置しているので、その活用について併せて周知されたい（別添3参照）。

なお、地方公共団体に対して、別添4のとおり消費税の適切な取扱いを要請しているので、併せてお知らせする。

別添1

国 土 建 推 第 2 6 号  
平成 25 年 11 月 18 日

建設業者団体の長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法  
及び建設業法の遵守について

平成 26 年 4 月 1 日からの消費税率（地方消費税率を含む。以下同じ。）の引上げに伴い、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為のは正等に関する特別措置法」（平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）が制定され、平成 25 年 10 月 1 日に施行されたところである。

消費税転嫁対策特別措置法においては、消費税の転嫁拒否等の行為のは正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示のは正に関する特別措置等が講じられており、建設工事の請負契約等において、消費税の円滑かつ適正な転嫁が行われるためには、元請負人及び下請負人のそれぞれが消費税転嫁対策特別措置法を遵守する必要がある。

また、消費税転嫁対策特別措置法による規制の対象とならない場合であっても、消費税率の引き上げに際して、適正な建設工事の請負契約の締結及び代金の支払が行われるためには、建設業法を遵守する必要がある。

建設工事の請負契約等において問題となることが懸念される消費税の転嫁拒否等の行為の考え方については、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」（平成 25 年 9 月 10 日公正取引委員会。以下「消費税転嫁拒否等ガイドライン」という。）が公表されており、また、建設工事の請負契約に関する法令遵守についても、「建設業法令遵守ガイドライン（再改訂）－元請負人と下請負人の関係に係る留意点－」（平成 24 年 7 月国土交通省土地・建設産業局建設業課）において、どのような行為が建設業法に違反するかについて示しているとおりである（別添 1 参照）。

ついては、今般の消費税率引上げに際し、消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守を図るため、上記の趣旨及び内容を十分理解するとともに、貴団体傘下の建設業者に対し、指導方をお願いする。

なお、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談を受け付ける政府共通の窓口として「消費税価格転嫁等総合相談センター」が設置されているとともに、国土交通省においても、消費税の転嫁拒否等の行為について、適切な対応を求められていることから、各地方整備局等の「駆け込みホットライン」や地方公共団体に相談窓口を設置しているので、その活用について併せて周知されたい（別添 2 参照）。

さらに、別添 3、4 及び 5 のとおり経済産業省、公正取引委員会、消費者庁及び国土交通省土地・建設産業局不動産業課長より関係団体に対して通知されているので参考に通知する。

※別添省略